



安部 光壹
Kouichi Abe

—スラップ訴訟とは—

- A) 弁護士歴 10 年目 ロースクール出身者 (イソ弁)
B) 弁護士歴 40 年 (ボス弁)

スラップ訴訟とは

- A 先生、「スラップ訴訟」って言葉、ご存知ですか。
B スクラップ訴訟か、どうせゴミみたいな訴訟を言うんだらう。
A いいえ違います。でも、当たっているかもしれません。
B なんだその妙な言い回しは？
A スラップ訴訟とは、要するに威圧的なゴミ訴訟とえば、そうかもしれないと思って。
B スラップ (slap) というのは、ピシャッと手をたたくとか、顔を平手打ちするとか、侮辱するという意味があるけどね。
A それをもじっています。スラップ (SLAPP) 訴訟とは、strategic lawsuit against public participation の略です。すなわち、大企業や役所などの優越者が、公の場で政府や企業の対応を批判した者 (団体) に対する恫喝、発言封じなどの手段として提起された訴訟のことを言います。訴訟王国のアメリカ (例えばカリフォルニア州) では、このような訴訟提起は表現の自由を揺るがす行為として反 SLAPP 法が制定され、原告の請求を棄却することが出来るとされています。
B 日本でいうところの不当訴訟だな。訴訟提起自体が違法となる場合があるということか。これは日本での指導的な判例として、昭和 63 年 1 月 26 日の最高裁判決がある。
それによると「提訴した者が訴訟の確定判決を受けた場合において、その訴えが違法となるのは、提訴者の主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者がそのことと知りながら、または通常人であれば容易にそのことを知りえたのに敢えて訴訟を提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られる」という基準を立てている。
これからすると、訴え提起自体に違法性があると考えられるのは少数ということになるはずだね。
A まさしく少数というイメージですが、実際はそうではない

ですね。原告の訴え提起自体が不当訴訟だとして反訴が提起されることが非常に多いです。

B 確かにそうだ。原告の訴訟提起の代理人となった者まで被告となるのは、日常茶飯事とは言わないまでも相当ある。それを少し紹介しよう。

①ある宗教団体（X1）の元信者（Y1）が、その宗教団体の幹部（X2、X3）から多額の献金を強制されたとして損害賠償を提訴し、代理人弁護士 Y2 は記者会見を開くなどした。

すると X らは提訴記者会見等により名誉を棄損されたとして、Y1、Y2 両名に 8 億円の損害賠償請求訴訟を提起した。そこで Y らは、その訴え提起自体が不法行為に当たるとして 800 万円の損害賠償を求めた。その事件で、東京地裁は平成 13 年 6 月 29 日、X らの請求を棄却し、逆に X らの請求に対し、その訴えが「不法行為に当たるとして Y らに対して 100 万円の支払いを命じた。（判例タイムズ 1139 号 184 頁。）

②もう一つの事件は、原告被告ともに弁護士だ。これは大変複雑なので詳細は省略するが、本体の不動産明渡訴訟が終わった後、貸貸人側代理人弁護士が、賃借人側代理人弁護士の訴訟遂行態度が不当であるとして損害賠償請求した。そして逆に、賃借人側の弁護士がその提訴は不当であるとして反訴を提起した事件だ。

貸貸人側弁護士の損害賠償請求額が合計 2000 万円、賃借人側弁護士の反訴損害賠償請求額が 120 万円であったが、判決は貸貸人側弁護士に合計 150 万円の損害発生を認容する判決を下した（東京地裁平成 10 年 2 月 27 日、判例タイムズ 1028 号 210 頁）。

A ②の事案は裁判のあとのとむらい合戦のようですね。先生はそのような地雷の散乱した戦場ともいうべき法曹界を 40 年間も良くご無事で生きてこられましたね。

B それは褒めてるのかね。私を信じていないのかね。

A 信じていますが、弁護士は依頼者に寄り添いすぎてもいけないし、他人事のように勝ち負けを言うだけの占い師みたいのもいけないし、これからどうやって生きていけばいいのか…。

AV 出演拒否訴訟 その後のエピローグ

B スラップ訴訟で思い出したけど、日本でも大変な事件が起こっているよ。新聞によると、アダルトビデオ（AV）への出演を拒否した女性が彼女を雇っていたプロダクション会社から「契約違反」を理由として約 2400 万円の損害賠償請求訴訟を提起された。平成 27 年 9 月、東京地裁は「原告は、被告の意に反して出演を迫っており、契約解除してもやむを得ない事情があった」として請求を棄却した。これで終わったはずであったが、実は第二幕が用意されていた。

というのはその原告とは面識のない第三者が、この裁判を知り、東京第二弁護士会へ原告代理人弁護士に対して懲戒申立てをした。同弁護士会は当然のことながら、この懲戒は審査の必要なしと決定した。

ところがこの第三者がこの決定に対し異議を申立てたところ、日弁連の綱紀委員会は「多額の賠償を請求した本件提訴はビデオ出演を心理的に強制する効果がある」として、再度、第二東京弁護士会に審査するように申し入れた。要するに、この弁護士は懲戒の対象になり得るという訳だ。

- A いや、参りましたね。敵は裁判所と思っていたのが日弁連の委員たちも「不当訴訟」に敏感になっているとは…。
- B 私はよく言っているのだが、我が国は不平不満があっても武力行使なんかできないんだから、やはり最終的には裁判を受ける権利を保障してやらないといけないと思うよ。

ゴミ（スラップ）みたいな裁判でも、当事者はそれなりの事情がある。依頼者からの信頼と相手方や裁判への配慮を天秤にかけて、相手方への配慮義務を過度に弁護士に押し付けるのは良くない。

- A また、裁判所から不当訴訟だと言われるのと、身内（弁護士会）から不当訴訟だと言われるのは、弁護士にとって受ける影響が違いますよね。弁護士とは誰も助けがない依頼者を代弁する最後の砦だと思っているのに、損害賠償請求するについては常に相手に威圧的効果が及ばないようにするべきとか、「妥当」な請求をするようにと考えるのは、弁護士の役割とはズレているのではないですか？
- B この弁護士会の懲戒制度は実に怖い制度だ。この制度は、依頼者や相手方、又は相手方代理人でなくても第三者でもいつでも何回でもできる。県弁護士会の決定に対する異議申し立ては3か月以内にすればよい。弁護士は常に誰かから狙われていると言っても良い。また、日弁連の懲戒審査は、県弁護士会と違って相当長時間に及ぶようである。全国の弁護士会から集められた委員は約10名位いる。約半日かけて疑いの目を以て弁護士倫理に違反していると思わないのか、というような抽象的な質問をくり返し尋問される。

日頃、刑事裁判で検察側尋問に慣れている弁護士なのでそのような追及はお手の物である。果たして、質問を受ける側の弁護士は、懲戒が認められたわけでもないのにそのように言った方が質問者の気持ちに沿うのではないかと「あってはならない」気持ちに誘導させられる。

- A 弁護士が検事になるのは案外簡単そうですね。
- B 懲戒制度は、弁護士会内部においてもナーバスになりすぎていると思うね。
- A お話をお聞きしていると、このAV出演拒否訴訟の60歳になる弁護士さんにも、先生は極めて同情するということですか。
- B 当然だね。是非私が代理人となって名乗りをあげたいよ。

以上